

浦添市ゴルフ協会

1 設立年月日

平成13年（2001年）4月25日

2 設立の経緯

昭和43年（1968年）～平成2年（1990年）にイソゴルフ練習場が開催されて以来、県内アマチュア選手のトップを堅持している仲村達也をはじめ、浦添市は県内外で活躍するアマチュアゴルファーを多く輩出してきた。

世界のゴルフ界に浦添市から数多くの若者の輩出と市内ゴルフ愛好者の底辺の拡大及び技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、会員相互の親睦を図ることを目的として協会を設立した。



並々盛んになるゴルフ熱

3 歴代役員、現役員

- (1) 会 長 又吉 栄（牧港在住）
- (2) 副会長 宮城 實（屋富祖在住）
石 忠（宮城在住）
儀間 一由（牧港在住）
- (3) 理 事 比嘉 武宏（城間在住）
仲里 正子（城間在住）
座波 博史（城間在住）
宮城 洋（城間在住）
銘苅 常春（伊祖在住）
崎原 正雄（屋富祖在住）
石川 清松（屋富祖在住）
- (4) 監 事 石川 清（内間在住）
新城 伸一（西原在住）

4 年間の主な事業

- (1) 4月高校大学生親善ゴルフ大会支援
- (2) 7月てだこまつり推進ゴルフ大会
- (3) 8月浦添市自治会対抗ゴルフ大会
- (4) 第1・3日曜日ゴルフ技術講習会
- (5) 中学校にゴルフ部の開設の推進
- (6) ジュニアゴルファー月例会及び研修会（大学生を含む）
- (7) 市内ゴルフプレイヤー調査
- (8) 会員親睦ゴルフ大会
- (9) 近隣市親善ゴルフ大会
- (10) 11市郡対抗ゴルフ大会の開催等

5 大会での主な成績

- (1) 第1回自治会対抗ゴルフ大会
平成13年（2001年）8月13日 ジーアッタテラスゴルフリゾートコース

団体の部

- 優勝 浦添ニュータウンチーム
澤岬勝雄 下地恒武 比嘉正輝
城間正裕
- 2位 内間Aチーム
- 3位 伊祖チーム

個人の部

- 優勝 高良正治（浦西チーム）
- 2位 下地恒武（浦添ニュータウンチーム）
- 3位 仲西 太（宮城チーム）



第1回浦添市自治会対抗ゴルフ大会表彰式

(2) 第2回自治会対抗ゴルフ大会
平成14年(2002年)8月14日 ジーアッ
タテラスゴルフリゾートコース

団体の部

優勝 前田チーム
富本祐憲 武田晴峰 石川晴祥
我那覇徳二
2位 内間Aチーム
3位 浦添ニュータウンチーム

個人の部

優勝 我那覇徳二
2位 武田晴峰
3位 岸本尚也

(3) 第1回沖縄県市郡対抗ゴルフ大会

平成14年(2002年)9月3日

沖縄カントリークラブ

第4位 グロス合計460

監督 石 忠

マネージャー 仲里正子

選手 仲村達也 武田晴峰 新垣敏夫

金城賢信 神谷正信 仲里光国

伊礼三代治 我那覇徳二

(補欠) 石川忠太郎



自治会対抗ゴルフ大会始球式とプレー風景

6 今後の課題と展望

設立間もない協会である。今後、市内小中学校にゴルフ部開設の助言活動等も計画し、ゴルフを通じて青少年が健やかに成長してくれることを願いながら、会員一同活動していきたいと考えている。



浦添市ゴルフ協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、浦添市ゴルフ協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局を浦添市宮城6丁目15番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、浦添市内ゴルフ愛好者の底辺の拡大及び技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市内アマチュアゴルフ競技会の開催
- (2) ゴルフに関する講習会の開催
- (3) ゴルフに関する調査、研究、指導
- (4) 市体育協会、県ゴルフ協会との連絡及び折衝
- (5) 市民に対するゴルフ競技の啓発及び会員相互の交流に関する事業
- (6) ジュニアゴルファーの育成
- (7) その他本協会の目的達成のために必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本協会は、市体育協会に加盟し、本協会の目的に賛同する市内に在住する市民及び市内に職を有する者を持って組織する。

第4章 役員

(役員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

理事 15名以内

監事 2名

第7条 理事及び監事は、会員の中から総会の議を経て選任する。

2 理事の中から互選により、会長、副会長を選任する。

(役員の任期)

第8条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了でも後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員解任)

第9条 役員は、本会の会員としてふさわしくない行為または特別の事情力があつた場合は、その任期中であっても理事会の承認を得て解任することができる。

(役員職務)

第10条 本会の役員は次の職務をする。

(1) 会長は、本協会を代表しその業務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を構成し、本協会の業務を掌理する。

(4) 監事は、本協会の業務並びに会計を監査し、総会でこれを報告する。

(事務局及び職員)

第11条 本協会の職務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局員を置くことができる。

3 事務局員は、会長が任命する。

第5章 会議

(会議)

第12条 本協会の会議は、総会、理事会とする。

2 総会、理事会は会長が招集してその議長となる。

3 会議は、会員総数の過半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は毎年5月末日までに開催し、理事会において議決した事項について報告を受けそれを承認する。

2 総会は、必要に応じて会長が召集し開催することができる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事の半数以上の請求がある時と、必要に応じて会長が召集する。

2 理事会は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 役員の選任。

(4) 規約の改廃に関すること。

(5) その他本協会の目的を達成するため必要な事項に関すること。

第6章 会計

(収入)

第15条 本協会の経費は次の収入をもって充てる。

(1) 入会金 1,000円

(2) 年会費 2,000円

(3) 寄付金

(4) 事業収入

(5) 補助金

(6) その他の収入

(支出)

第16条 本協会の支出は、理事会の議決を経た事項について行う。

第17条 会長は、本協会の事業計画及び収支予

算書を作成し、毎年理事会の議決を経なければならぬ。

(事業報告及び収支決算)

第18条 会長は、本協会の事業経過及び収支決算書を作成し、毎年理事会の議決を経なければならぬ。

(会計年度)

第19条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第7章 規約の改廃

(規約の改廃)

第20条 本協会の規約の改廃は理事会の3分の2以上の同意を必要とする。

第8章 補則

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか本協会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

この規約は、平成13年4月25日から施行する。